



QRコード

## 【市民が主役のみちづくり事業 実施要領】

### 1. 目的

地域の思いやニーズに対応するため、地域からの提案により安全で快適なみちづくりを行う

### 2. 提案者の要件

城陽市内の自治会連合会

### 3. 事業期間

単年度(今年度に来年度の工事箇所を決定する)

### 4. 対象工事の要件

- ・工事期間が単年度で工事完成できる規模のもの
- ・自治会連合会の総工事費が当該年度の予算内の規模のもの
- ・提案内容が地権者等を含めた地域の総意であるもの
- ・地域の課題解決のために地域と市が連携して行うもの

### 5. 事業費

予算の範囲(上限800万円)とする。(そのうち工事費750万円、設計費50万円)

### 6. 提案方法

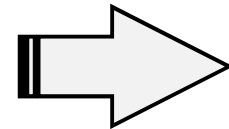
自治会連合会長から市長宛とし、土木課へ書面で提出する。(事業提案書参照)

#### ○ 具体的な工事対象例

- (ア)安全対策上必要な側溝改修や老朽化側溝の改修
- (イ)交通安全施設の設置(カーブミラーを除く)
- (ウ)ガードレールなどの防護柵の設置
- (エ)狭隘部の解消、待避所の設置、隅切りの改良
- (オ)区画線の設置
- (カ)歩道の段差解消
- (キ)道路の植栽(地域で管理するものに限る)
- (ク)舗装(一定規模以上の舗装工事に限る。修繕工事を除く)

#### (注)次のような工事は対象外とする。

- ①市道認定を受けていない道路の工事
- ②用地の取得が必要なもの(単年度での完了が見込めないため)
- ③管理課で対応するもの  
例)カーブミラー、防犯灯の設置  
道路照明施設、ガードレールなど防護柵の取り替えや再塗装  
カラー舗装の修繕、インターロッキング舗装等の修繕  
標識等看板の補修
- ④施設の形状やデザイン等を変更するもの  
例)道路照明の塗装で着色変更
- ⑤快適なみちづくりの効果が一時的なものや不法に投棄・占拠された物などの撤去  
例)道路周辺の除草や清掃、落書きの除去など
- ⑥公共性のないもの、地域の要望と整合していないもの  
(特定の個人や団体等の利益に限られる工事は対象外)
- ⑦一定の事業期間を要する大規模な工事  
例)単年度で工事が完成できない規模のもの  
関係機関との調整などに時間を要するもの
- ⑧公安委員会が設置する施設の新設・修繕等(信号機、標識)
- ⑨その他 法令を順守できないもの及び市が不適当とするもの



## 7. 事業実施工程(案)

種別	工程表												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
自治会連合会		①	事業提案書の提出				市で現地確認し 提案内容を取りまとめ				⑤		
自治会		③	②	③		④							

(凡例)

- ①自治会連合会長会議(5月19日) ②自治会長研修会(6月2日) ③事業説明会(4月下旬～7月中旬)  
④提案受付締め切り(8月下旬) ⑤市と連合会で来年度の事業箇所を決定(12月) ※希望のあった校区のみ開催

### 工事対象例写真

